

下水道事業の公営企業化に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第35号

下水道事業の公営企業化に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市下水道条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第8条」を「一第8条」に、「～第16条」を「一第16条」に、「～第23条」を「一第27条」に改める。

第1条中「の施行について」を「第39条の規定に基づき、条例の施行に関し」に改める。

第2条中「の意義」を削り、「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第3項中「第6条第1項本文」を「第6条第2項本文」に改める。

第8条中「金額に当該金額」を「工事の区分に応じ、当該各号に定める額」に改める。

第11条の2中「とき」を「場合」に改める。

第13条第1項中「掲げる」の次に「場合の」を加え、同項各号中「とき」を「場合」に改める。

第18条の見出し中「許可」の次に「等」を加え、同条第3項中「、その工事を完成したときは」を「その工事を完成したときは、」に改め、「物件設置等（公共下水道施設工事施行等）完成届を」の次に「完成した日から10日以内に」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定により通知を受けた者が条例第25条第1項の規定による変更をしようとするときは、物件設置等許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、物件設置等許可変更決定通知書により通知する。

第19条第2項中「その許可を受けた」を「条例第28条に規定する」に、「引続き」を「引き続き」に改める。

第23条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第27条とする。

第22条中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第26条とする。

第21条中「第3項」を「第5項」に改め、同条を第25条とする。

第20条中「第29条」を「第36条第1項」に改め、同条を第24条とし、第19条の次に次の4条を加える。

(占用の減免)

第20条 条例第31条第8号に規定する市長が特に必要と認めるときは、別表第3に掲げる占用物件を設けるために占用するときとする。

2 占用料の減免率は、条例第31条第1号から第7号までに該当するものについては100パーセントとし、同条第8号に該当するものについては別表第3に掲げる占用物件の種類に応じ、同表に定める減免率とする。

3 占用料の減免を受けようとする者は、下水道占用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

(1) 条例第31条第1号から第7号までのいずれかに該当する場合

(2) 別表第3第1号から第6号まで、第8号から第10号まで、第14号及び第18号に掲げる物件を設置するための占用の場合

(3) 占用料の減免を受けた者が、同一の理由により継続して占用料の減免を受けようとする場合であって、市長が認めるもの

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、下水道占用料減免決定通知書により通知するものとする。

(減免の適用を受ける通路等)

第21条 条例第31条第6号に規定する通路等は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する通路等(幅員が4メートル(当該建築物が大和市建築基準条例(平成12年大和市条例第11号)第4条又は第6条の規定に該当する建築物の場合であって、当該建築物の敷地が道路に接しなければならない長さが4メートルを超えるときは、これらの規定に定める道路に接する長さ)を超える部分を除く。)とする。

(1) 居住の用に供する建築物の敷地が排水施設等を占用しなければ、当該敷地が建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する道路に接しない場合又は同法若しくは大和市建築基準条例に規定する道路に接しなければならない長さを満たさない場合

(2) 道路に接している居住の用に供する建築物の敷地が、崖、法面^{のり}等であるために当該道路への通行ができない場合

(指示及び命令事項についての完了の届出)

第22条 占用者は、条例第35条第1項の規定により指示され、又は命令された処置が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(占有等の禁止等の通知)

第23条 条例第35条第2項の規定による通知は、占有等禁止等通知書により行うものとする。

別表第3中「第22条」を「第26条」に改め、同表第23号様式の項及び第24号様式の項中「第21条」を「第25条」に改め、同表第25号様式の項から第30号様式の項までを削り、同表に次のように加える。

第25号様式	物件設置等許可変更申請書	第18条
第26号様式	物件設置等許可変更決定通知書	第18条
第27号様式	物件設置等（公共下水道施設工事施行等承認）完成届	第18条及び第25条
第28号様式	下水道占有等許可申請書	第19条
第29号様式	下水道占有継続等許可申請書	第19条
第30号様式	下水道占有等変更許可申請書	第19条
第31号様式	公共下水道占有許可決定通知書	第19条
第32号様式	下水道占有料減免申請書	第20条
第33号様式	下水道占有料減免決定通知書	第20条
第34号様式	占有等禁止等通知書	第23条
第35号様式	下水道占有期間満了等届	第24条

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第20条関係）

占用物件の種類	減免率
(1) 道路管理者が設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱及び電話柱	％ 100
(2) 電柱及び電話柱を支えている支柱、支線及び支線柱	100
(3) 電波障害を解消するために設置する電柱、支柱及び電線	100
(4) 公共団体、電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者をいう。）又は認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業（同項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）の用に供するものに限る。）	100
(5) カーブミラー	100
(6) くずかご、灰皿、フラワーポット、掲示板等で、営利目的がなく、かつ、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与するもの	100
(7) バス停留所標識（広告関係の部分を除く。）及びバス待合所	50
(8) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第2号に掲げる物件で、各戸引込地下埋設管であるもの	100
(9) 家庭用の水道管及び下水管	100
(10) 公共用歩廊	100
(11) 電柱又は電話柱に添加された看板	40
(12) 電柱又は電話柱に巻き付けられた看板	65
(13) 消火栓標識に添加された看板	45
(14) 公の施設の名称、場所等を示す標識類	100
(15) 縁日その他これに類するもので、営利目的がなく一時的に設けるもの	100
(16) 建物、塀その他下水道区域外の工作物又は物件に添加され、下水道区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているもの	30
(17) 認定電気通信事業者が設置するパーソナル・ハンディホン・システム無線基地局（認定電気通信事業の用に供するものに限る。）	50

(18) 地方公共団体が公共の用に供する目的で設けるもの	100
(19) 上記以外で市長が認めるもの	その都度市長 が定める率

(大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則(昭和44年大和市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(第1号様式)」を削り、同条第2項中「第4条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に、「規定する」を「掲げる」に、「条例第4条第1項第2号」を「同項第2号」に、「、第2号又は第3号」を「から第3号まで」に改め、同項第4号中「(第2号様式)」を削り、同項第5号中「(第3号様式)」を削り、同条第3項中「大和市指定代理金融機関及び大和市収納代理金融機関」を「大和市出納取扱金融機関及び大和市収納取扱金融機関」に、「設定」を「設定し、」に、「もたない」を「持たない」に改め、「得て、」の次に「当該」を加える。

第5条第2項中「は、1,000円を単位として決定する」を「に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」に改める。

第6条中「(第4号様式)」を削る。

第8条第1項中「(第5号様式)」を削り、同条第2項中「(第6号様式)」を削る。

第10条中「区分」を「場合の区分」に改め、「、その日以後に係る償還金について」を削り、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項各号中「とき。」を「場合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による減免は、同項各号に掲げる場合に該当した日以後に係る償還金に対し行うものとする。

第11条中「(第7号様式)」を削る。

第12条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(様式)

第12条 この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	水洗便所改造資金助成申請書	第4条
第2号様式	口座振替依頼書	第4条
第3号様式	口座振替確認通知書	第4条
第4号様式	水洗便所改造貸付金借用証書	第6条
第5号様式	水洗便所改造貸付金償還期間延長（減免）申請書	第8条
第6号様式	水洗便所改造貸付金償還期間延長（減免）決定通知書	第8条
第7号様式	水洗便所改造貸付金借受人住所等変更届	第11条

(大和市水路に関する条例施行規則の廃止)

第3条 大和市水路に関する条例施行規則(昭和43年大和市規則第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和市下水道条例施行規則第20条の規定は、施行日以後に許可を受けた占有に係る占用料について適用し、施行日前に許可を受けた占有に係る占用料については、なお従前の例による。